

共同実施



2月号

平成 25 年 2 月 1 日：発行
城南学校運営支援室 古川 治：文責



今月の提出物



お忙しいと思いますが、提出期限内または速やかに提出をお願いします。

<提出物>

・4号業務（2月22日（金）まで）

・

※その他は各校の事務室へお尋ねください。

給与所得者の確定申告

確定申告

大部分の給与所得者の方は、給与の支払者が行う年末調整によって所得税額が確定し、納税も完了しますから、確定申告の必要はありません。

しかし、給与所得者であっても次のいずれかに当てはまる人は、原則として確定申告をしなければなりません。



- 1 給与の年間収入金額が **2,000 万円**を超える人
- 2 1 か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える人
- 3 2 か所以上から給与の支払を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える人

(注) 給与所得の収入金額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が 150 万円以下で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円以下の人は、申告の必要はありません。

- 4 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
- 5 災害減免法により源泉徴収の猶予などを受けている人
- 6 源泉徴収義務のない者から給与等の支払を受けている人
- 7 退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも**多く**なる人

還付申告

給与等から源泉徴収された所得税額や予定納税をした所得税額が、年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、確定申告をすることによって納め過ぎの所得税の還付を受けることができます。給与所得のある方で、次のような場合には、原則として還付申告を行うことができます。

- 1 **多額の医療費** (10 万円以上) を支出したとき 
- 2 特定の**寄附**をしたとき
- 3 一定の要件の**マイホーム**の取得などをして、**住宅ローン**のあるとき 
- 4 年の途中で**退職**し、**年末調整を受けず**に源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき など



源泉徴収票の見方

今回、支給されている『24年分源泉徴収票』は、どのようなしくみかご存知ですか？

A 支払金額

年収を表します。

ただし、非課税の交通費(バスや電車の場合は月10万円以内)は含まれません。



B 給与所得控除後の金額

「生きていくには食事代や衣服代がかかるよね。だから、その分は収入から控除してあげるね。」というものです。

算出方法は下記の通りです。

年間総支給額(A)	給与所得控除額
~180万以下	A×40% (65万未満の場合は65万)
180万超~360万以下	A×30%+18万
360万超~660万以下	A×20%+54万
660万超~1,000万以下	A×10%+120万
1,000万超~	A×5%+170万

「控除後」なので、A-給与所得控除額となります。

例では、700万円×10%+120万円=190万円

700万円-190万円=510万円



C 所得控除の額の合計額

緑枠(人的控除)と青枠(保険料控除)を合計した金額が入ります。

人的控除は以下のような算出方法です。

収入103万円以下の配偶者	38万
収入103万超~141万未満の配偶者	3~38万
配偶者以外の扶養親族	38万
特定扶養親族(大学生の年齢)	63万
70歳以上の親族(同居)	58万

※基礎控除:全員一律380,000円

例では、本人と配偶者だけなので、

38万(本人)+38万(配偶者)=76万

76万+60万(社保)+5万(生保)=141万

D 源泉徴収税額

今年収めた所得税額です。

(B-C)×a-b=D という計算方法で求めます。

例では、

(510万-141万)×20%-427,500=312,500円

となります。



課税所得金額	税率	そこからさらに控除
~195万以下	5%	なし
195万超~330万以下	10%	97,500
330万超~695万以下	20%	427,500
695万超~900万以下	23%	636,000
900万超~1,692万	33%	1,536,000
1,692万超~	年末調整対象外	-



詳しくは、自校の事務室へお尋ねください。

